

内装材料の難燃性試験

1. 総則

内装材料の難燃性試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添「内装材料の難燃性の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

2.1 運転者室等の区分

(1) 乗員が乗車する空間と乗員が乗車する空間以外が区切られている場合は、区切りを境に運転者室等と運転者室等以外に区分する。

(2) 乗員が乗車する空間と乗員が乗車する空間以外が区切られていない場合は、最後部座席(補助座席を含む)の座席の最後端より前方のスペースを運転者室等とする。

2.2 技術基準 2.2 に規定する運転者室等の内装材料の対象部品については、次のとおり取扱う。

(1) 座席

(2) 座席ベルト

(3) シート組込式年少者用補助乗車装置

(4) 天井張り(車室内の天井を覆うトリムをいう。)

(5) コンバーチブルトップ(コンバーチブル車等オープンカーの屋根部に設定される布状の天井をいう。)

(6) アームレスト(姿勢を楽に保つためにひじを乗せる部品をいう。)

(7) ドアトリム(車室内の内張り用の装飾品のうちドア部分の覆いをいう。)

(8) フロントトリム(車室内の内張り用の装飾品のうちドアより前方で下方側面の覆いをいう。)

(9) リアトリム(車室内の内張り用の装飾品のうち車室内後面の覆いをいう。)

(10) サイドトリム(車室内の内張り用の装飾品のうちドアより後方のサイド部の覆いをいう。)

(11) リアパッケージトレイ(乗用車などの後部座席の後方にある小荷物用の棚をいう。)

(12) 頭部後傾抑止装置(頸部の損傷を防止又は軽減させるための装置をいう。)

(13) カーペット(車室内の床を覆う繊維性の敷物をいう。)

(14) マット(車室内の床を覆う、主として塩化ビニール製、ゴム製の敷物をいう。)

(15) サンバイザ

(16) サンシェード(サンルーフなどに取付ける遮光用の内張部品をいう。)

(17) ホイールハウスカバー(車室内のホイールハウス部を覆うトリムをいう。)

(18) エンジンコンパートメントカバー(車室内とエンジン室を隔離する壁面等の室内側の覆いをいう。)

(19) マットレスカバー(自動車用ベッドを被覆しているカバーをいう。)

(20) インstrumentパネルパッド(Instrumentパネル表面に用いる衝撃緩和用軟質部材をいう。)

(21) ステアリングセンターパッド(ステアリングの中央部に衝撃を緩和するために設置した

軟質部材をいう。)

(22) エアバッグ（衝突時に乗員を保護するために膨張する袋状の布バッグをいう。）

(23) ニーボルスター（衝突時に乗員のひざの衝撃を緩和する為に設置した軟質部材をいう。）

2.3 供試体の状態

(1) 技術基準2.2に規定する寸法とは、当該内装材料の展開寸法ではなく、試験片を採り得る最大寸法とする。

(2) 内装材料を構成する大部分が接着されており、端部が巻き込まれている試験片の採取に当たっては、試験結果が最悪となるように採取すること。

(3) 技術基準3.2.3に規定された取付具へ試験片を挟む場合は、試験に影響のない範囲で試験片の角部について切断等を行ってもよい。

(4) 穴のあいている部品であっても、試験片が採取できる場合は、試験を実施すること。

(5) 燃焼がA標線及びB標線等に達したことを容易に確認する目的で、試験に影響を及ぼさないもので試験片に線を引いてもよい。

(6) 試験片の燃焼に影響のない部分に部品名、番号等を記入してもよい。

(7) ドアトリム等左右対称の部品については、一方だけの試験でよい。

2.4 試験機器

(1) 技術基準3.2.2に規定する放置時間、温度及び相対湿度の記録は自動記録装置等により行うこと。ただし、やむを得ない場合は1時間毎に計測し記録する方法でもよい。なお、自動計測時の瞬間的な温度及び湿度の変化は考慮しなくてもよい。

(2) 技術基準3.2.2に規定する温度及び相対湿度の測定位置は、換気扇附近、出口附近等による影響の少ない安定した位置で行うこと。

3. 試験方法

(1) 燃焼時間は、技術基準3.2.2に規定する放置時間後速やかに行うこと。

(2) 燃焼による煙の影響で、燃焼が標線に達したことの確認が困難な場合には、確認が可能となるまで試験に影響のない範囲で換気装置を使用してもよい。

(3) 試験片の燃焼により、悪臭等が発生した場合には、試験に影響のない範囲で換気装置を使用してもよい。

(4) 試験片の燃焼長さを測定する箇所は、以下による。

① 最も炭化（試験片の表面又は中央部が炭素化した状態）した部分（変色部は除く。）（図参照）

② 滴下（試験片が熱によってしずくとなって落下した状態）が進行し最も後退した位置（図参照）

③ 熔融（試験片が熱によって液体になっている状態）痕の前面位置（図参照）

4. 測定及び確認項目

この試験で測定及び確認する項目は、次のとおりとする。

(1) 技術基準3.2.2に規定する試験片放置時及び燃焼試験時の温度及び相対湿度（環境条件）並びに放置時間

(2) 技術基準3.3(7)に規定する燃焼長さ及び燃焼時間

5. 測定値の取扱い

(1) 燃焼速度（mm/分）の計算は、整数位までとし次位を切り上げる。

- (2) 温度及び相対湿度は、整数位までとし次位を切り上げる
- (3) 放置時間は、時間単位までとし分以下を切り捨てる。
- (4) 燃焼長さは、整数位までとし次位を切り上げる。
- (5) 燃焼時間は、整数位までとし次位を切り捨てる。

6. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

- 6.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 6.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 6.3 付表第2項試験内装材料の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 使用箇所欄については、技術基準2.2に規定する運転者室等の内装材料を記入すること。ただし、対象部品が一体になっているときは、全ての部品名を記入し、備考欄に一体である旨記入すること。
 - (2) 使用部位については、シートパッド、シートメイン、表皮、基材等の別を記入すること。
 - (3) 材質については、塩化ビニール、ポリエステル、ウレタンフォーム、ポリプロピレン樹脂等の別を記入すること。なお、複合材の場合は、全ての材質を記入すること。
 - (4) 試験片寸法については、長さが350mm又は幅が100mmに満たない試験片のみ記入すること。
- 6.4 付表第3項試験条件の記入は次のとおりとする。
 - (1) 試験片放置時の温度及び相対湿度については、最初の試験片の放置開始から最後の試験片の放置終了までの温度及び相対湿度（環境条件）を、自動記録装置等により記録した結果に基づき、その最高値と最低値を記入すること。また、燃焼試験時の温度及び相対湿度についても、同様とする。
 - (2) 放置時間は、各試験片の放置開始及び放置終了の時刻に基づき計算し、そのうち最小のものを記入すること。
- 6.5 付表第4項試験成績の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 試験片が燃焼しない又は、A標線に達する前に燃焼が停止した場合には、測定値欄に「/」を記入し燃焼速度欄に「0」を記入すること。
 - (2) 燃焼時間が60秒経過する前に燃焼が停止し、かつ、燃焼長さが50mm未満の試験片については、測定値欄及び燃焼速度欄に「-」を記入すること。
 - (3) 燃焼速度の最大値欄については、各試験片の燃焼速度のうち最大のものを記入すること。ただし、燃焼速度欄が全て「0」の場合には、「不燃性」と記入し、「-」の場合には「自己消火性」と記入すること。また、燃焼速度欄が「0」及び「-」の場合には、「自己消火性」と記入すること。

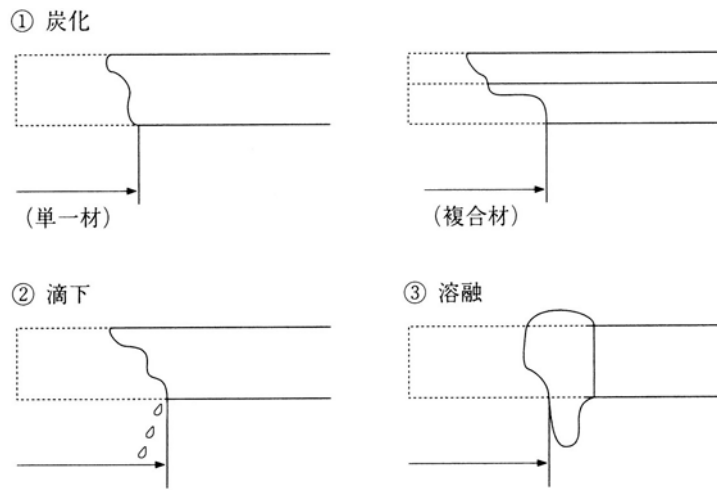


図 燃焼長さの測定位置

付表

内装材料の難燃性の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

1. 当該内装材料を使用する自動車の車名・型式

2. 試験内装材料

使用箇所 使用部位

材質 構成 単一材 ・ 複合材

試験片寸法 長さ mm × 幅 mm × 厚さ mm

3. 試験条件

試験片放置時の温度及び相対湿度 最高 °C ~ 最低 °C 最高 % ~ 最低 %

燃焼試験時の温度及び相対湿度 最高 °C ~ 最低 °C 最高 % ~ 最低 %

放置時間 時間 針金付き保持具 使用・不使用

4. 試験成績

試験片 番号	測定値		燃焼速度 (mm/分)	燃焼速度の最大値	備考
	燃焼長さ (mm)	燃焼時間 (秒)			
1					
2					
3					
4					
5					

備考